

令和 7 年度川根本町多文化共生推進事業企画提案実施要領

1 事業の目的

川根本町には、105 人 15 ヶ国の外国人が在住している。人口に占める外国人の割合は年々増加傾向にある（H29 1.16% → R6 1.86%）。外国人住民を地域全体で支援する仕組みづくりや安心して生活できる環境を整えることを目的とし、年間を通じた多文化共生事業を展開する。

本事業では、地域活性化として、地域住民の多文化共生意識の醸成や、地域全体で外国人材を支援し、外国人材が抱える課題を解決できる土壌づくり、外国人材の地域住民への認知度向上等の、外国人材にとって「第二の故郷」とも言えるような住みやすい地域づくりに資する取組を展開することで、多様な外国人材を地域で受容するための土台づくりを目指す。

2 事業名

令和 7 年度川根本町多文化共生推進事業

3 事業期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 契約限度額

1,483,000 円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

5 参加資格

本プロポーザルへ参加する者は、次に示す要件を満たすものとする。

- （1）川根本町へ、一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項の規定に該当しないこと。
- （3）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号及び第 6 号の規定に該当しない者であること。
- （4）提出する書類の記載事項に虚偽がないこと。
- （5）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （6）全国または静岡県内の自治体で同様の事業受託実績があること。

6 業務内容

別添、令和 7 年度川根本町多文化共生推進事業仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。
ただし、仕様書の内容は、予算の範囲内で必要に応じ変更することができるものとする。

7 実施方法

- （1）スケジュール（予定）

項 目	日 程
質問受付期間	令和 7 年 5 月 1 日（木）～5 月 12 日（月）午前 11 時必着

質問に対する回答	令和 7 年 5 月 16 日（金）
選定委員会参加届等 提出期限	令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 5 時必着
企画提案書の提出	令和 7 年 5 月 22 日（木）午後 5 時必着
委託事業者選定委員会	令和 7 年 5 月 23 日（金）
選定結果の通知	令和 7 年 5 月 26 日（月）発送予定

（２）委託業者選定要領等の配布

ア 配布期間：令和 7 年 5 月 1 日（木）から 5 月 16 日（金）午後 5 時まで

イ 配布場所：川根本町ホームページからダウンロード

（３）質問の受付及び回答

質問は、別添「質問用紙」により、Ｅメールにて受け付ける。なお、Ｅメール送信後、確認のため当課宛てに電話すること。

ア 受付期間：令和 7 年 5 月 1 日（木）～ 5 月 12 日（月）午前 11 時必着

イ 送 付 先：（Ｅメール）keiei@town.kawanehon.lg.jp

（電話番号）0547-56-2221

ウ 回答方法：令和 7 年 5 月 16 日（金）にＥメールにて回答する。

（４）参加届等の提出

ア 提出書類：企画提案を希望する事業者は、以下の書類を提出すること。

- ・令和 7 年度川根本町多文化共生推進事業委託事業者選定委員会参加届

イ 提出期限：令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 5 時必着

ウ 提出先：Ｅメールにて、川根本町役場経営戦略課まちづくり推進室

（keiei@town.kawanehon.lg.jp）宛て送付する。

なお、Ｅメール送信後、当課宛てに電話で着信確認を行うこと。

（５）企画提案書

別添「令和 7 年度川根本町多文化共生推進事業企画提案書作成要領」に従って作成する。

ア 受付期限：令和 7 年 5 月 22 日（木）午後 5 時必着

イ 提出先：川根本町役場経営戦略課（川根本町上長尾 627 本庁舎 2 階）

ウ 提出方法：郵送又は持参

エ 提出部数：6 部

オ 到着確認：受理をＥメールにて通知する。

※企画提案は、1 者 1 提案とする。

※郵送の場合、書留など発送・配達の確認できる方法によること。

※受付期間中に全ての書類の提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。

※企画提案書提出後の修正は認めない。

(6) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

8 選定

(1) 選定方法

川根本町で構成する「令和7年度川根本町多文化共生推進事業委託事業者選定委員会」が、提出された企画提案書とプレゼンテーションの内容を総合的に評価する。

(実施概要)

実施予定日：令和7年5月23日（金）

※開始時間については、参加者へ追って連絡する。

会 場：川根本町役場3階会議室（川根本町上長尾627）

実施内容：1者あたり30分程度（説明20分、質疑応答10分程度）

※説明者は2名以内とする。

※提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

※ウェブ会議ツールを使用したプレゼンテーションも可能とする。

(2) 選定結果選定結果に基づき、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

選定結果は、令和7年5月26日（月）に、全ての参加者に、Eメールで通知する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と川根本町は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続きを行うものとする。

(3) 選定項目及び評価内容

提案内容について、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。なお、選定会において必要と認める審査項目を変更する場合がある。

審査項目		主な審査基準
1	事業の理解度	・ 令和7年度川根本町多文化共生推進事業の業務目的をよく理解した提案であるか。
2	事業の実行体制	・ 業務を確実に実施できる体制を有しているか。

3	事業実施能力等	・町が示した業務を着実に実施できる能力を有するか。
4	企画提案力	・事業を実施するための具体的な提案がなされているか。 特に評価すべき工夫がされているか。
5	経費見積の妥当性	・事業内容に見合った経費見積りとなっているか。 ・事業費の積算は適切か。

9 その他

(1) 提出された書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて複写することがある（役場内及び令和7年度川根本町多文化共生推進事業委託事業者選定委員会の使用に限る。）。

(2) 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 審査を行う町職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ その他、町と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合